

## ○提出された御意見の概要と御意見に対する県の考え方

| 項目                             | 御意見の概要  | 県の考え方   |
|--------------------------------|---|---|
| 1 第3章 施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>10年以上保護司として活動しているが、保護観察官が2年もすれば異動してしまい、保護観察官によって姿勢が異なることに苦慮している。具体的には、受け持つ対象者によつては、自分1人で住居の確認訪問や面談をすることが不安な場合、保護観察官に相談すると、「私も一緒に行きましょう」という人もいれば、「地区のもう一人の人と一緒にならどうですか?」という人もいるとのこと。保護観察官も忙しいのだろうが、保護司に任せきりという姿勢は改めて欲しい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律が成立し、保護司の安全確保が国の責務となることから、第3章 施策の柱VI 1 「民間協力者の活動の促進等」の国（名古屋保護観察所）の取組に「さらに、保護観察対象者の再犯リスクの分析・評価に必要なアセスメントを強化し、再犯リスクに応じて保護観察官の関与を強めるなど、保護司の安全・安心の確保を図ります。」を追加します。</li> </ul>  |
| 2 第3章 施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>仕事やアルバイトなどにより日中の時間帯に面接できる対象者はほとんどない。夜間でも利用が可能な公的施設はほとんどないのではないか？また、最近、区役所の小さな部屋を保護司の面談用に用意してくれたが、ほとんど利用されていない。</li> <li>対象者と面接の約束をしても何度もすっぽかされるのに、約束の時間に区役所まで出向くことなど手間と時間を考えるとできない。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>保護観察対象者との面接場所については、国（名古屋保護観察所）において保護司会にアンケートや聞き取りを実施し、確保に向けた取組を進めているところであり、第3章 施策の柱VI 1 「民間協力者の活動の促進等」の国（名古屋保護観察所）の取組において、自宅以外の面接場所を確保することとしております。</li> <li>いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。</li> </ul>  |
| 3 第3章 施策の柱I 国・県・市町村・民間団体等の連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>計画（案）の中に「県・国・市町村・民間団体等による支援の実効性を高めるため、相互の連携を更に強固にし、支援情報の共有を行うことができる体制を整える。」とありますが現状これが最も課題であると強く感じます。ほぼ連携は取れていないと思います。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3章 施策の柱I 「国・県・市町村・民間団体等の連携強化」の県（防災安全局県民安全課）の取組において、関係機関・団体等で構成する「愛知県再犯防止連絡協議会」を開催し、情報共有等に取り組むこととしているほか、息の長い支援を推進するため、国（名古屋保護観察所）において、市町村や地域における支援機関・団体とネットワークを構築することとしております。</li> <li>いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。</li> </ul>   |
| 4 第3章 施策の柱II 1 就労の確保等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の協力雇用主を統括するための協力雇用主会の役員を務めていますが保護観察所や就労支援事業者機構からも問い合わせや相談もほとんど無く、保護司からの相談で年に数件だけしか事業者への紹介ができていない状況です。そもそも協力雇用主の登録が就労支援事業者機構が管理し運営しているのであれば地区の雇用主会はどのように機能すれば良いのかがわかりません。折角、多くの事業者に登録して頂いているので各所が連携し効率よく機能するべきではないでしょうか。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>協力雇用主の登録・管理は、国（名古屋保護観察所）で行われており、刑務所出所者等の雇用に向けては、国の「更生保護就労支援事業（2025年度はNPO法人愛知県就労支援事業者機構に委託）」による協力雇用主と刑務所出所者等のマッチングや、ハローワークによる就労支援などが行われております。なお、地区の協力雇用主会に担っていただく役割や、就労支援の状況については、国（名古屋保護観察所）から協力雇用主会に対し、機会を捉えてご説明させていただくなど、協力雇用主会との情報共有に努めてまいります。</li> <li>いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。</li> </ul> |
| 5 第3章 施策の柱II 1 就労の確保等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>就労支援は出所から限られた期間だけが対象なのだと思いますが、実際には出所後の就職先が上手くいかずに、再度職を探し困っている人もいると思います。受け入れ側の登録者である協力雇用主はそんな人たちでも受け入れる意思はあります。このように出所後期間関係なく相談、フォローができるよう各団体が連携するシステムも構築する必要があると思います。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第3章 施策の柱II 1 「就労の確保等」の国（名古屋保護観察所）の取組において、地域援助対象者及び刑執行終了者等からの相談を受け、相談内容に応じて、就職支援及び職場定着支援を実施する関係機関・団体と連携を図ることとしております。</li> </ul>   |
| 6 第3章 施策の柱VI 1 民間協力者の活動の促進等    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自由民主党のページで更生保護事業や更生保護活動に対する地方公共団体の協力規定の整備等と書かれていた。最近の新聞で、改正保護司法が参院本会議で可決成立した記事を見かけたが、地方公共団体の協力規定の整備が必要ならば、国の法改正に合わせて、協力規定を前向きに定める方針を、再犯防止推進計画に搭載してもいいのではないか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>いただいた御意見のとおり、改正保護司法の成立を踏まえ、第3章 施策の柱VI 1 「民間協力者の活動の促進等」の県（福祉局福祉部地域福祉課）の取組「保護司が面接場所として公的施設を利用できるよう、市町村等へ配慮いただくよう、周知します。」を「保護司が面接場所として公的施設を利用できるように配慮するよう、市町村等に周知するなど、保護司等の活動に対しての必要な協力に努めます。」に修正します。</li> </ul>  |

| 項目    | 御意見の概要  | 県の考え方  |
|-------|---|--|
| 7 その他 | <p>・案を支持しますが、再犯防止だけでなく初犯防止を強化し、規制強化による息苦しさを緩和すべきです。</p> <p>愛知県の犯罪認知件数 10 万件超（2024 年）の多くは初犯で、低所得層の経済・精神苦境が原因（非正規の犯罪率全国平均 1.5 倍、厚労省データ）。自転車のような庶民の足への規制強化（青切符導入など）が罰金負担を生み、移動制限→孤立→犯罪リスクを増大させます。案の関係機関連携を活かし、住民向け「寛容な地域づくりセミナー」を義務化し、初犯予防として低所得者向け就労・移動支援を追加してください。</p> <p>特に、「あいち社会資本整備方針 2030」と連動し、自転車レーンの整備（愛知県内 1,000km 目標）と購入補助（1 台 2 万円）を推進。</p> <p>これで、格差拡大を防ぎ、真の犯罪防止を実現します。案に反映を求めます。</p> | <p>・いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。</p> |